	IL	сні В					佐人 ネ	波捕肋人						島 Cタ 記入が必要			(店舗保	存用)			
ふり	がな		<i>N</i>	14 N. 4	-1汉 交 기		VI / \ 17		所属地域		IN 14.	足10年	/ 人 ((税) V) E	店舗名	_						
入会	少 夕								生年月日	1	年	手 月	日	年齢		歳	性別		男 / 女		
人云	有石								勤務先								配偶	者	有/無		
住	所	(〒	_)				·		·											
電	話					ファックン	ス					メー	ール								
緊		氏名						(入会者	との続柄	:)	携帯	電話								
	各先	住所			<u></u>								ール								
コ- 契約		回数券(l か月		3か月			1年							(124.1.)		
关 剂	州间		年氏名	月 i:	日	~ 続柄:	年 店舗	月 浦名:	日	(直営・加		費定価	割引後	会費	中)	途解約に	こついて		(税込) 第6条より)		
割引		家族割引		-	員(1	年会員 •							H44112		1.7	入会申込	.日から71	3以内で	であれば、		
支払金額		その他	事由	•			頂/率:	г	円 (税)		%		合	円(税込)	2.7日経過した後は、1か月会員						
支払	金額	① 新規入会		:費(□ 核当会費		円(税込)円(税込			円(税)	S) 、□⅓t	上)际 <i>)</i>			i l	金しないこととします。3か月以 会員は退会の意思表示により、 返金を申し込むことができます。						
	② コース転換		換該当	i会費		円(税込)	- 転換す	可能会費		円 (移	(込)			円(税込)	3 会員から会費返金の申し込みが						
支払	方法	□現金		限行振込 SURIEIS		その他: 店 普通 49	205014	よ) ガント	7 11.1% 2	21.1837					_ <u>I</u>	<u>典付与分</u> 求者の指	<u>·を控除し</u> f定の口座	た残額	を返金請 込んで返		
		振込先							※振込の		登録店	舗名、氏名	名を必ずこ	記入ください	· 4.2	景します。 会費返金 款の「表	計算は裏	面記載:会費返	の会員約 金のご案		
支扎 ILCHI		ogaを訪問し	たきっか		日 *すか?			約事項		HI Brai	n Yos	oaのト1.	ーニン	グに期待す			<u>考</u> にしてく ですか?				
□ 紹介□ 看板□ イン	♪(坂、広告等 ⁄ターネッ 汝育および	•) 🗆 🤊	・ラシ、パ 口 新 口 書	ンフレ f聞、ラ i 書籍(、はない ット、ポスクジオ、テレ は場でのトレ	ター、情 ビ			建康増進 性格改善 削造力及 へ生の意	び集 ^い 味発	_ 	美容 青神的充 : ダイエッ	□ ス1 大□ 黒	、レスが 間関係 奇心、	解消 改善 気的体	□ /i)理的 替在能	安定 力開発		
						建康関連									無	;H	法		見在		
告知内	容に虚偽が	事内容に関連します あったり、または行	f知しない?	とで発生した	た事故に対	けしては加盟尼	5および株3	式会社DAHI	N WORLD J				ません。		無	通院	入院	通院	服薬		
② 消化	器系疾患	(高血圧、高脂」 (胃炎、胃潰瘍、	十二指腸	貴瘍、肝炎	、肝硬変			整脈など)													
④ 呼吸	器系疾患	(糖尿病、甲状质 (喘息、肺炎、気 (腎炎、腎不全、	管支炎、	結核、肺腫		(東気症候群)	(過呼吸)	など)													
⑥ 筋肉	骨格疾患(関節炎、ヘルニ	ア、骨粗し	ょう症、靭	帯、筋肉	障害など)															
8 精神	疾患(うつ	病、躁鬱症、紛 症、薬物依存	合失調症	、強迫性障	章害、解离 思症、不明	推性障害、不 民症、性障害	安障害、 『、思春期	恐慌障害、 精神障害	、パニック など)	障害、多重	重人格	、てんかん	^								
検診		長患(<u></u> や医師の意見(□経過良)、 好、□ 逆	妊娠(子の可能	妊娠の場合 E性がある、	か月 □ 流産の	、出産予定 の可能性が	官日: がある、			検診日:									
⑩ 感染		IIV、現在、激し 実患 (食物アレ)			はど)) /3	. こを与	具体的に記		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
_					、医者から	ら何らか指示	を受けたる	ことがある	場合または	その他疾	病のあ	る場合は、	当該疾患	に関して薬服	用含め	て具体的	にご記入く	ださい。			
															紙面が	にないが	場合は別紙	にご記入	ください。		
	7	人北														で担当	者から充	分説明	を受け、		
	上に該当する方、その他手術の経験、運動するにあたって、医者から何らか指示を受けたことがある場合またはその他疾病のある場合は、当該疾患に関して薬服用含めて具体的にご記入ください。 紙面が足りない場合は別紙にご記入く 私は、裏面記載のILCHI Brain Yoga(Cタイプ)会員約款及び個人情報の取り扱いに関する規約の内容について担当者から充分説明。 その内容を認識した上で、約款の交付を受けました。その約款に従うことに同意し、申し込みします。 年月日入会者氏名: ※入会者が未成年者や成年被後見人、被保佐人、被補助人の場合は、法定代理人が以下にご記入ください。 私は、上記入会者の法定代理人(氏名: 、統柄: 、住所:		(印)																		
申込者	法定	代理人	私は、上電話番担当者	記入会者 号: から充分詞	の法定的 説明を受	代理人(氏学)として	名: て、裏面記 容を認識	己載のILC 戦した上で	HI Brain	、続林 Yoga(C	丙: タイプ	プ)会員約	、住所: 」款及び	記入ください 個人情報のI 番の法定代理	取り扱						
			II) 1	. 37.H-N7	×1-417	~ 11.011	年 Danie V		月 / ポ) 今 5		1.	去定代理		:					(印)		
	L. A.D. t	I a - Lac	個人情	報の取り打		て、ILCHI 引する規約						(コム即孫) 	(11)								
J	店舗担当	当者	しました		11/1 + F	.kı •	年		月	E	. 1										
		<u>イバシー及び</u>		ムの知的		守るため、			最影及び	(E プログラ	إلث										
受講中	の写真揖	最影、録音、録	画等は雰	生されて	います	のでご協力	ください	, \ ₀			į										

ILCHI Brain Yoga (Cタイプ) 会員約款

- 第1条(定義)①「ILCHI Brain Yoga」とは、本部または独立加盟店主が運営する、会員制 脳教育専門教育機関をいう。
- ②「会員」とはILCHI Brain Yoga(Cタイプ)会員約款に同意し、ILCHI Brain Yogaに入会した個人をいう。
- ③「本部」とは、株式会社DAHN WORLD JAPANをいう
- ④本約款によって定めた事項は、ILCHI Brain Yogaの全会員に適用されることとする。
- 第2条(入会資格及びトレーニング期間など)①入会者は本約款に同意し、本部と契約を 締結して、ILCHI Brain Yoga入会手続きをする。
- ②入会者は、表面の「健康関連参照事項記録」の全てに正確に記入しなければならない。
- ③会員資格は入会申込書を作成し、入会金と所定会費を完納した時に発生する。ただし、 同数券会員の場合は入会金を免除する。
- ④入会金と会費の納付は入会申込書に定めた方法により、支払日までに、当該店舗に支払 うこととする。
- ⑤会費は第3条④の表1の通りとする。ただし、会員家族、指導者家族またはその他の事由で割引される場合がある。なお会費には、無料および割引特典など会員に提供される有形無形の付加サービスが含まれる。
- ⑥未成年者が入会しようとするときは、法定代理人の同意を得た上で、必要事項を記入して申し込むものとする。この場合、法定代理人は、自身の会員資格の有無に関わらず、本会員約款に基づく会員の責任を連帯して負う。
- ⑦⑥の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用する。
- ⑧会員資格保有期間はトレーニングを開始した日(以下「受講初日」という)から起算して 登録期間の満了日に消滅することとする。ただし、第5条の休会規定によって期間が延 長される場合がある。
- ⑨会員資格期間満了後1年以内に新たに再登録する場合は、入会金を免除する。
- ⑩会費が全額納付されていない場合は、納付金額に相当する期間を超える会員の資格付 与が保留される。期間算定は、支払った会費を1か月会費(コースごとの1か月会費は、 「表2:会費と会費返金のご案内」参照)で割った期間とする。
- ⑪入会者は、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係にないこと。
- 第3条(会員の権利)①会員は、会員資格保有期間内は、所属店舗で、本部が定める正規トレーニングの指導を受けることができる。
- ②会員が、トレーニング参加する場合、所属店舗に事前予約するものとする。
- ③1年会員は、1年会員特別クラス(1回あたりの価格2,200円(税込))に特典として無償で参加することができる。
- ④1年、3年、5年会員、ゴールド会員の家族が入会する場合は、6人まで、1年、月会費を割引く。割引率は表1の通りとする。
 - 家族の範囲は、祖父母、両親、子とその配偶者、兄弟姉妹とその配偶者、配偶者、配偶者の両親と祖父母、配偶者の兄弟姉妹とその配偶者とする。ただし、割引の根拠となった会員が退会により当該店舗より会費返金を受けたとき、または第7条により資格喪失になった場合は、割引されて登録した会員は割引された金額を追加で支払うこととする。

表1:会員家族割引										
家族会員	既存会員 会費種別	1年	3年	5年	GOLD					
会費種別	割引率	5%	10%	20%	30%					
	標準会費	後会費								
回数券(4回)	8800円(税込)	-	_	-	-					
回数券(10回)	17,600円(税込)	_	_	_	_					
1か月コース	13,200円(税込)	12,540円(税込)	11,880円(税込)	10,560円(税込)	9,240円(税込)					
3か月コース	36,300円(税込)	34,485円(税込)	32,670円(税込)	29,040円(税込)	25,410円(税込)					
1年コース	132,000円(税込)	125,400円(税込)	118,800円(税込)	105,600円(税込)	92,400円(税込)					

- ⑤会員の資格と権利は、他に貸与及び譲渡できない。また相続の対象にはならない。ただし、会費返還に該当する場合は、会員または法令上正当な承継人は、会費の返金を請求することができる。
- ⑥会員の権利の内容、正規トレーニングの時間および内容、店舗運営システムを本部が必要と判断した場合、変更することができる。この場合、本部は事前または事後に会員に通知する。
- 第4条(所属店舗の移籍)会員が会員資格保有期間中に、転勤・引越しなどの理由で、所属店舗の移籍を希望する場合は、所属店舗に移籍申請をし、所属店舗責任者および移籍する店舗(加盟店または直営店を問わず)責任者の承認を得て移籍することができる。ただし、第7条資格喪失理由に該当する場合は、移籍できない。
- 第5条(休会)①会員が休会をする場合、店舗に備えられている休会申込書を作成し、所 属店舗に提出してから休会することができる。ただし、回数券会員、1か月会員は除く。
- ②休会申込によって会員資格保有期間が休会期間分延長される。会費返金については、 休会期間は受講期間に算入しない。
- ③休会の期間は、1回最長3か月間とし、年2回を限度とする。ただし、3か月会員は1回を限度とする。

- ④休会期間が過ぎた時点で自動的に受講期間再開となる。休会期間中に一般トレーニングまたは特別トレーニングなど教育を受けた場合は、その時点で休会が終了したものとみなす。
- 第6条(撤回、退会および会費返金)①入会申込日から7日(撤回期間)以内であれば、会費を納付した当該店舗に入会の撤回を申請し、退会することができる。撤回の意思表示があったとき、すでにトレーニングを受けた後であっても入会金と会費の全額を返金する。また回数券会員の場合は、使用開始後はいかなる場合も返金しない。
- ②撤回期間が経過した後は、退会を申し込むことができる。
- ③②の場合、解約手数料及び返金金額算定に関しては「表2:会費と会費返金のご案内」の 記載に従うこととする。ただし、1か月会費は返金しない。
- ④退会は、店舗に備えられている「退会及び会費返金申込書 兼 会費返金確認書」を作成して会費を納付した当該店舗へ申し込むものとする。
- ⑤返金は、④の書類が当該店舗に届いた日から1か月以内に、本部が返金請求者の指定 した口座に振込みにより返金することとする。
- 第7条(資格喪失)①会員が次の各項に該当する場合には会員資格を喪失させることができる。
 - ア)入会申込書、その他関連書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ)本部及び加盟店など本部協力団体に対して日本の法令に抵触する行為をした場合
- ウ) 書面による本部の許可を受けずに本部のトレーニング技法を活用した場合、または本部が使用権などの権利を持つ知的財産及びノウハウなどの知的財産等を侵害した場合
- エ)店舗または野外でのトレーニングの際、他の会員のトレーニングを暴言、暴行、その 他の行為で妨害した場合
- オ)第2条⑪に違反した場合
- カ)肉体的・精神的健康状態、その他会員の事情によってトレーニングを受けることが困難になった場合、または他の会員のトレーニングに支障をもたらす恐れのある場合
- ②①ア)からオ)により会員資格を喪失した時には会費の返金を請求することはできない。
- 第8条(会員の義務及び注意事項)①会員は本約款及び関係法令の規定を遵守する。
- ②入会に際しては、入会申込書、その他関連書類に疾病履歴、連絡先などすべての項目を 正確に記載しなければならない。記載事項に変更があったときは、その日から7日以内 に変更事項を書面または電子メールで所属店舗に通知しなければならない。
- ③②の通知を怠ったことによって発生する不利益は会員の負担とする。
- ④会員は自分の健康状態をよく観察し、医師の指示なしに服用中の薬を中断してはならない。また会員は、健康状態の変化を自覚し、服薬その他医学的処置に関することは医師の所見に従わなければならない。医師の所見に従わなかった場合、または会員の持病、トレーナーの指示に従わずに発生した不注意による事故については、本部はその責任を負わない。
- ⑤会員が特に教育管理者に保管を依頼しなかった貴重品については、盗難、紛失、滅失または毀損された場合にも本部は責任を負わない。
- 第9条(その他)①本約款の施行日は2019年10月1日とする。
- ②本約款に定めのない事項については、関係法令並びに公序良俗に従い、互いに誠意をもって協議し解決する。
- ③本約款に関わる紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

<ILCHI Brain Yoga個人情報取り扱いに関する規約>

- 第1条(利用目的)本部(株式会社DAHN WORLD JAPAN)ならびに独立加盟店主は、 会員の個人情報を(1)会員の各種サービス契約及びその他利用状況の管理、(2) 郵送、電話、ファックス、または電子メールによる各種の案内(会員のサービスなど を提供するうえで必要となる確認、販売促進用資料及びアンケートなど、イベント 及び新しいサービスなどの案内)、(3)マーケティング活動及び商品開発のために 利用します。
- 第2条(安全管理)本部及び独立加盟店主は、会員の皆様からいただいた個人情報 を厳重に管理し、漏洩、改ざん等の防止対策を講じるものとします。
- 第3条(第三者に委託)本部ならびに独立加盟店主は、会員の個人情報を第1条の利用目的の達成に必要な範囲内で、会員の個人情報の事務処理(コンピューター事務など)を第三者に委託する場合があります。この場合、本部ならびに独立加盟店主は、保護措置を講じた上で、個人情報を委託します。また委託先に対しては、委託した個人情報の安定管理が図られるよう、必要かつ適切な監督をおこないます。
- 第4条(提供の同意)本部ならびに独立加盟店主は会員の個人情報を共有し、相互間に提供します。また会員はこれに同意するものとします。
- 第5条(第三者提供)第3条及び第4条に規定する場合及びそのほか法令上認められる場合を除いて、本部ならびに独立加盟店主は、予め会員の同意を得ないで、会員の個人情報を第三者に提供することはありません。
- 第6条(開示・訂正等)会員は自分の個人情報の開示・訂正・追加または削除を希望する場合は本部ならびに独立加盟店主に請求することができます。本部ならびに独立加盟店主は会員から連絡をいただいた場合には、適切かつ迅速な処理を行うよう努力します。

表2:会費と会費返金のご案内(解約手数料、会費返金の計算方法)										
会員種別	会費総額	1年会員の家族	3年会員の家族	5年会員の家族	GOLD会員の家族	② 解約手数料				
1か月コース①	13,200円(税込)	12,540円(税込)	12,540円(税込) 11,880円(税込) 10,560円		9,240円(税込)	_				
3か月コース	36,300円(税込)	34,485円(税込)	32,670円(税込)	29,040円(税込)	25,410円(税込)	3,630円(税込)				
1年コース	132,000円(税込)	125,400円(税込)	118,800円(税込)	105,600円(税込)	92,400円(税込)	13,200円(税込)				
受講期間の会費③	受講期間の会費③ 受講期間=受講初日~退会意思表示日(月数) 計算方法=1か月会費(①)×受講月数									
その他特典④ 本約款で定めた会員特典および割引特典付与分(1年会員特別クラス参加分:1回あたりの価格2,200円(税込))										
返金金額計算方法 返金金額=納付金額-解約手数料(②)-受講期間の会費(③)-その他の特典付与分(④)										
※学生は1か月会費20%、1年会費10%の割引適用されます。										

	IL	сні В					皮補佐	人被	補助人が						Cタ ・ CAが必要			(会員保	存用)	
ふり	がな		/\/\/\ -		 1/2 1/2	. / 6 / () /	X 1m VI.			八五, 属地域	S-90 C 12	3 AL	. U.E.J.(11)		店舗名						
									生	年月日		年	月	日	年齢		歳	性別	訓	男 / 女	
入会	者名								勤	務先								配偶	者	有 / 無	
住	所	(₹	_)																	
電	話					ファッ	ウス						メール								
緊		氏名						(入会者と	の続柄:)		携帯電	話							
連絡		住所											メール	/							
コー		回数券([□1カ			3か月 		14	•							- (2)()-7	
契約	期間		年氏名	月 z.·	<u> </u>	~ 続柄		年 店舗彳	月 g.·	E (ī	会 直営·加盟店	_	定価	日後	会費	山山	全解約1	ついての		引(税込) (第6条より)	
割引		家族割引			会員 (DLD会員)	_	DÚ.	71192	五 貝	1.7	人会申込	.日から7	日以内	 であれば、	
(有・	・無丿	その他	事由				児 額/≥			円 (税込	-	_			円(税込)	申請を撤回し、支払った会費全額を					
±:+/	△ 栃	① 新規入会		除費(□ 該当会費	;		込)、□ (税込)	割引	F	円(税込)	、□免除)			合言	†	金しないこととします。3か月」 会員は退会の意思表示により					
支払	並領 -	② コース転		台会費				転換可能	能会費		円(税込)				円(税込)						
1.11		□現金	□ 釒	限行振込	<u>Z</u> [□ その(也:									数料、受講期間の会費、その他の 典付与分を控除した残額を返金 求者の指定の口座に振り込んで					
支払	方法	振込先	三	菱UFJ銀	行新宿	支店 普通	1 4925	614 力)) ダンワー :			店舗	名、氏名を	込ずご	記入ください。	ì	景します。			J込んで返 載 の会員約	
支担	ム日		年	F.	1	日 そ	の他の	の特約	的事項							並	次の「表	<u>2:会費と</u> 考にしてく	:会費)	<u> 反金のご案</u>	
□ 紹介□ 看板□ イン	♪ (ō、広告等 ⁄ターネッ 汝育およひ			チラシ、/ □ : □ :	パンフし 新聞、 書籍(? ≪付 ンット、オ ラジオ、ラ 職場での	ペスター テレビ	-、情報)	□ 健 □ 性 □ 自 :	東増進 各改善 告力及び集	(本) (本) (本)	□ 美容 □ 精神 力向上 . □ ダイ	: 的充	グに期待す □ スト 実 □ 人間 □ 好奇 ト □ その	レスが 関関係 予心、	解消 改善 気的体		心理的 替在能	安定 力開発	
						健康関										無	沿	去	有	現在	
告知内	容に虚偽が	算内容に関連します あったり、または告	知しないこ	ことで発生し	した事故に	こ対してはカ	1盟店おる	よび株式会	会社DAHN V					٨.		<i>m</i> t	通院	入院	通院		
② 消化	器系疾患	(高血圧、高脂血(胃炎、胃潰瘍、	十二指腸	潰瘍、肝疹	炎、肝硬				と脈など)												
④ 呼吸	器系疾患	(糖尿病、甲状腺(喘息、肺炎、気	管支炎、	結核、肺腫		換気症候	群(過	呼吸) な	(ど)												
⑥ 筋肉	骨格疾患((腎炎、腎不全、 関節炎、ヘルニン 卒中、脳内出血	て、骨粗し	よう症、革	朝帯、筋	肉障害な	ど)														
8 精神	疾患(うつ	病、躁鬱症、統 存症、薬物依存症	合失調症	、強迫性							害、多重人村	各、て	てんかん、								
検診] 経過良) 好、□ ;	、 妊娠 逆子の可	(妊娠の:	場合	か月、/ 流産の ^同	出産予定日 可能性があ	l: る、	、最終の				_						
⑩ 感染		IIV、現在、激し			など)						_) などを	·具体	体的に記入	して下	さい。						
_		実患(食物アレル の他手術の経験、			て、医者な	いら何らか	指示を受	受けたこと	とがある場合	うまたはそ	の他疾病の	あるり	場合は、当記	核疾患	に関して薬服用	用含め	【 て具体的	 にご記入く	【ださい	'o	
																紙面が	足りない	場合は別紙	にご記り	八ください。	
															見約の内容に	こつい	で担当	者から充	E分説F	明を受け、	
	入	会者	その内	容を認証	識した」	上で、約款		寸を受け 年	ナました。 月		に従うこる 日		:同意し、E 入会者 E		込みします。					(印)	
申			※ 入会	者が未足	成年者や	P成年被征	後見人、	被保佐							己入ください。	2				,	
込 者	法定	代理人	電話番担当者	号: から充分	説明を		として、夏 の内容を	裏面記載 を認識し	した上で、タ		付を受けま	ミした	た。私は、フ	及び们 、会者	■人情報の耶 −の法定代理						
			4112 1	. ⇒7.H•\7	土() 1	1 7 11 1		年 	月				定代理人 . 	壬名 :						(印)	
	1.00	I. I.	個人情	報の取り					ga(Cタイ) 充分に説			- (=	コムロが削り								
	店舗担当	当者	しました	-	leave	rr 6		年	月		日(第)										
※ 他の今	員のプラ	イバシー及び	プログラ		担当者		め、店舗	補内部(の写直提り	影及びブ	(印) ログラム										
		影、録音、録																			

ILCHI Brain Yoga (Cタイプ) 会員約款

- 第1条(定義)①「ILCHI Brain Yoga」とは、本部または独立加盟店主が運営する、会員制 脳教育専門教育機関をいう。
- ②「会員」とはILCHI Brain Yoga(Cタイプ)会員約款に同意し、ILCHI Brain Yogaに入会した個人をいう。
- ③「本部」とは、株式会社DAHN WORLD JAPANをいう
- ④本約款によって定めた事項は、ILCHI Brain Yogaの全会員に適用されることとする。
- 第2条(入会資格及びトレーニング期間など)①入会者は本約款に同意し、本部と契約を 締結して、ILCHI Brain Yoga入会手続きをする。
- ②入会者は、表面の「健康関連参照事項記録」の全てに正確に記入しなければならない。
- ③会員資格は入会申込書を作成し、入会金と所定会費を完納した時に発生する。ただし、 回数券会員の場合は入会金を免除する。
- ④入会金と会費の納付は入会申込書に定めた方法により、支払日までに、当該店舗に支払 うこととする。
- ⑤会費は第3条④の表1の通りとする。ただし、会員家族、指導者家族またはその他の事由で割引される場合がある。なお会費には、無料および割引特典など会員に提供される有形無形の付加サービスが含まれる。
- ⑥未成年者が入会しようとするときは、法定代理人の同意を得た上で、必要事項を記入して申し込むものとする。この場合、法定代理人は、自身の会員資格の有無に関わらず、本会員約款に基づく会員の責任を連帯して負う。
- ⑦⑥の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用する。
- ⑧会員資格保有期間はトレーニングを開始した日(以下「受講初日」という)から起算して 登録期間の満了日に消滅することとする。ただし、第5条の休会規定によって期間が延 長される場合がある。
- ⑨会員資格期間満了後1年以内に新たに再登録する場合は、入会金を免除する。
- ⑩会費が全額納付されていない場合は、納付金額に相当する期間を超える会員の資格付 与が保留される。期間算定は、支払った会費を1か月会費(コースごとの1か月会費は、 「表2:会費と会費返金のご案内」参照)で割った期間とする。
- ⑪入会者は、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係にないこと。
- 第3条(会員の権利)①会員は、会員資格保有期間内は、所属店舗で、本部が定める正規トレーニングの指導を受けることができる。
- ②会員が、トレーニング参加する場合、所属店舗に事前予約するものとする。
- ③1年会員は、1年会員特別クラス(1回あたりの価格2,200円(税込))に特典として無償で参加することができる。
- ④1年、3年、5年会員、ゴールド会員の家族が入会する場合は、6人まで、1年、月会費を割引く。割引率は表1の通りとする。
 - 家族の範囲は、祖父母、両親、子とその配偶者、兄弟姉妹とその配偶者、配偶者、配偶者の両親と祖父母、配偶者の兄弟姉妹とその配偶者とする。ただし、割引の根拠となった会員が退会により当該店舗より会費返金を受けたとき、または第7条により資格喪失になった場合は、割引されて登録した会員は割引された金額を追加で支払うこととする。

表1:会員家族割引										
家族会員	既存会員 会費種別	1年	3年	5年	GOLD					
会費種別	割引率	5%	10%	20%	30%					
	標準会費		割引往	後会費						
回数券(4回)	8800円(税込)	_	_	_	-					
回数券(10回)	17,600円(税込)	_	_	_	_					
1か月コース	13,200円(税込)	12,540円(税込)	11,880円(税込)	10,560円(税込)	9,240円(税込)					
3か月コース	3か月コース 36,300円(税込)		32,670円(税込)	29,040円(税込)	25,410円(税込)					
1年コース	132,000円(税込)	125,400円(税込)	118,800円(税込)	105,600円(税込)	92,400円(税込)					

- ⑤会員の資格と権利は、他に貸与及び譲渡できない。また相続の対象にはならない。ただし、会費返還に該当する場合は、会員または法令上正当な承継人は、会費の返金を請求することができる。
- ⑥会員の権利の内容、正規トレーニングの時間および内容、店舗運営システムを本部が必要と判断した場合、変更することができる。この場合、本部は事前または事後に会員に通知する。
- 第4条(所属店舗の移籍)会員が会員資格保有期間中に、転勤・引越しなどの理由で、所属店舗の移籍を希望する場合は、所属店舗に移籍申請をし、所属店舗責任者および移籍する店舗(加盟店または直営店を問わず)責任者の承認を得て移籍することができる。ただし、第7条資格喪失理由に該当する場合は、移籍できない。
- 第5条(休会)①会員が休会をする場合、店舗に備えられている休会申込書を作成し、所 属店舗に提出してから休会することができる。ただし、回数券会員、1か月会員は除く。
- ②休会申込によって会員資格保有期間が休会期間分延長される。会費返金については、 休会期間は受講期間に算入しない。
- ③休会の期間は、1回最長3か月間とし、年2回を限度とする。ただし、3か月会員は1回を限度とする。

- ④休会期間が過ぎた時点で自動的に受講期間再開となる。休会期間中に一般トレーニングまたは特別トレーニングなど教育を受けた場合は、その時点で休会が終了したものとみなす。
- 第6条(撤回、退会および会費返金)①入会申込日から7日(撤回期間)以内であれば、会費を納付した当該店舗に入会の撤回を申請し、退会することができる。撤回の意思表示があったとき、すでにトレーニングを受けた後であっても入会金と会費の全額を返金する。また回数券会員の場合は、使用開始後はいかなる場合も返金しない。
- ②撤回期間が経過した後は、退会を申し込むことができる。
- ③②の場合、解約手数料及び返金金額算定に関しては「表2:会費と会費返金のご案内」の 記載に従うこととする。ただし、1か月会費は返金しない。
- ④退会は、店舗に備えられている「退会及び会費返金申込書 兼 会費返金確認書」を作成して会費を納付した当該店舗へ申し込むものとする。
- ⑤返金は、④の書類が当該店舗に届いた日から1か月以内に、本部が返金請求者の指定 した口座に振込みにより返金することとする。
- 第7条(資格喪失)①会員が次の各項に該当する場合には会員資格を喪失させることができる。
 - ア)入会申込書、その他関連書類に虚偽の内容を記載した場合
 - イ)本部及び加盟店など本部協力団体に対して日本の法令に抵触する行為をした場合
 - ウ) 書面による本部の許可を受けずに本部のトレーニング技法を活用した場合、または本部が使用権などの権利を持つ知的財産及びノウハウなどの知的財産等を侵害した場合
 - エ)店舗または野外でのトレーニングの際、他の会員のトレーニングを暴言、暴行、その 他の行為で妨害した場合
 - オ)第2条⑪に違反した場合
- カ)肉体的・精神的健康状態、その他会員の事情によってトレーニングを受けることが困難になった場合、または他の会員のトレーニングに支障をもたらす恐れのある場合
- 難になった場合、または他の会員のトレーニンクに支障をもたらす恐れのある場合 ②①ア)からオ)により会員資格を喪失した時には会費の返金を請求することはできない。
- 第8条(会員の義務及び注意事項)①会員は本約款及び関係法令の規定を遵守する。
- ②入会に際しては、入会申込書、その他関連書類に疾病履歴、連絡先などすべての項目を 正確に記載しなければならない。記載事項に変更があったときは、その日から7日以内 に変更事項を書面または電子メールで所属店舗に通知しなければならない。
- ③②の通知を怠ったことによって発生する不利益は会員の負担とする。
- ④会員は自分の健康状態をよく観察し、医師の指示なしに服用中の薬を中断してはならない。また会員は、健康状態の変化を自覚し、服薬その他医学的処置に関することは医師の所見に従わなければならない。医師の所見に従わなかった場合、または会員の持病、トレーナーの指示に従わずに発生した不注意による事故については、本部はその責任を負わない。
- ⑤会員が特に教育管理者に保管を依頼しなかった貴重品については、盗難、紛失、滅失または毀損された場合にも本部は責任を負わない。
- 第9条(その他)①本約款の施行日は2019年10月1日とする。
- ②本約款に定めのない事項については、関係法令並びに公序良俗に従い、互いに誠意をもって協議し解決する。
- ③本約款に関わる紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

<ILCHI Brain Yoga個人情報取り扱いに関する規約>

- 第1条(利用目的)本部(株式会社DAHN WORLD JAPAN)ならびに独立加盟店主は、 会員の個人情報を(1)会員の各種サービス契約及びその他利用状況の管理、(2) 郵送、電話、ファックス、または電子メールによる各種の案内(会員のサービスなど を提供するうえで必要となる確認、販売促進用資料及びアンケートなど、イベント 及び新しいサービスなどの案内)、(3)マーケティング活動及び商品開発のために 利用します。
- 第2条(安全管理)本部及び独立加盟店主は、会員の皆様からいただいた個人情報 を厳重に管理し、漏洩、改ざん等の防止対策を講じるものとします。
- 第3条(第三者に委託)本部ならびに独立加盟店主は、会員の個人情報を第1条の利用目的の達成に必要な範囲内で、会員の個人情報の事務処理(コンピューター事務など)を第三者に委託する場合があります。この場合、本部ならびに独立加盟店主は、保護措置を講じた上で、個人情報を委託します。また委託先に対しては、委託した個人情報の安定管理が図られるよう、必要かつ適切な監督をおこないます。
- 第4条(提供の同意)本部ならびに独立加盟店主は会員の個人情報を共有し、相互間に提供します。また会員はこれに同意するものとします。
- 第5条(第三者提供)第3条及び第4条に規定する場合及びそのほか法令上認められる場合を除いて、本部ならびに独立加盟店主は、予め会員の同意を得ないで、会員の個人情報を第三者に提供することはありません。
- 第6条(開示・訂正等)会員は自分の個人情報の開示・訂正・追加または削除を希望する場合は本部ならびに独立加盟店主に請求することができます。本部ならびに独立加盟店主は会員から連絡をいただいた場合には、適切かつ迅速な処理を行うよう努力します。

表2:会費と会費返金のご案内(解約手数料、会費返金の計算方法)										
会員種別	会費総額	1年会員の家族	3年会員の家族	5年会員の家族	GOLD会員の家族	② 解約手数料				
1 か月コース①	13,200円(税込)	12,540円(税込)	11,880円(税込)	10,560円(税込)	9,240円(税込)	_				
3か月コース	36,300円(税込)	34,485円(税込)	32,670円(税込)	29,040円(税込)	25,410円(税込)	3,630円(税込)				
1年コース	132,000円(税込)	125,400円(税込)	118,800円(税込)	105,600円(税込)	92,400円(税込)	13,200円(税込)				
受講期間の会費③	受講期間の会費③ 受講期間=受講初日~退会意思表示日(月数) 計算方法=1か月会費(①)×受講月数									
その他特典④ 本約款で定めた会員特典および割引特典付与分(1年会員特別クラス参加分:1回あたりの価格2,200円(税込))										
返金金額計算方法 返金金額=納付金額-解約手数料(②)-受講期間の会費(③)-その他の特典付与分(④)										
※学生は1か月会費20%、1年会費10%の割引適用されます。										